

2023年5月31日

各 位

会 社 名 株式会社アマナ  
代 表 者 代表取締役社長 進藤 博信  
(コード番号 2402 東証グロース市場)  
問合せ先 取締役 Platform Design 部門担当  
石亀 幸大  
(TEL. 03-3740-4011)

## 財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備及び 内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、本日、関東財務局に提出いたしました2022年12月期の内部統制報告書に、開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、関東財務局に提出いたしました平成30(2018)年12月期から2021年12月期における内部統制報告書の訂正報告書においても、同様の理由により、当該各事業年度における財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備がある旨を記載しております。

### 記

#### 1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、当社従業員により不適切な取引が行われている疑義がある事案（以下「本件事案」といいます。）が生じたことを受け、徹底して網羅的な調査を行うため、2022年12月22日に特別調査委員会を設置し、同日より特別調査委員会による調査が進められておりました。さらにその後、本件事案とは別事案として、当社取引先において当社を通じた不適切な取引が行われている疑義が生じたことに端を発し、当社の財務諸表等に影響を与える可能性が生じている事案（以下「本件追加事案」といいます。）についても、特別調査委員会における調査対象に追加し、併せて調査が進められておりました。

2023年5月8日に特別調査委員会より調査報告書を受領した結果、本件事案については過年度より売上高の水増し計上及び架空売上の計上、並びに架空もしくは原価性のない外注費の原価計上が行われていたこと等が判明し、また、本件追加事案についても過年度より実体のない可能性が極めて高い売上高及び売上原価の計上が行われていたことが判明いたしました（以下、これら売上高及び売上原価の過大計上について、「本件不適切会計処理」といいます。）。

当社は、本件不適切会計処理に対し、売上高及び売上原価を過年度に遡って取り消すことが必要であると判断し、過年度の決算を訂正するとともに、2018年12月期から2021年12月期の有価証券報告書及び2020年12月期第2四半期から2022年12月期第3四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本件不適切会計処理の直接的な原因は、受注から外注先の手配、成果物の納品、売上計上、代金回収に至るまで専ら営業担当者1名が担当するような取引（以下、「一人制案件」といいます。）等で特に同一の営業担当者が長期間担当を継続しているような特定の取引体制・状況下において、売上や原価の承認を行う上長等が、対象となる取引の内容を十分に理解・把握できておらず、担当者以外による牽制が十分に批判的かつ有効なものとして機能しなかったこと（売上高

の承認に関する内部統制の不備、売上原価の承認に関する内部統制の不備)にあると考えております。

また、この背景には、当社の全社的な内部統制において、不正リスクが高い取引や領域についての検討・評価が形式的なものにとどまり、不正動機を前提とした徹底した議論がなされておらず、リスク領域の識別が不十分であったこと(リスクの評価と対応:不十分なリスク識別)、及びその結果、一人制案件のようなリスクが比較的高い取引体制や、同一の営業担当者による長期間の担当の継続状況において、そのリスクを勘案したより慎重かつ批判的な内部統制の運用を行っておくべきであったところ、そのような対応に至っていなかったこと(リスクの評価と対応:不十分なリスクへの対応)があったものと認識しております。

これらの業務プロセス及び全社的な内部統制における不備は財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

## 2. 事業年度末日までには是正できなかった理由

上記の開示すべき重要な不備については、当事業年度の末日後に認識したため当事業年度の末日においては是正が完了しておりません。

## 3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、グループ全体の内部統制の向上を図ってまいります。また、特別調査委員会の再発防止策に関する提言を踏まえ、前述の開示すべき重要な不備への対応も含め、以下の内容について取締役会主導で再発防止策を具体化し、実施いたします。

### 1. 経営陣・取締役会の意識改善と取締役会によるガバナンスの強化

(1) 本件不適切会計処理及び過去より複数回の不適切会計処理問題が発生した原因についての取締役会での徹底的な議論と社外役員主導による責任の明確化

- ▶ 過去より複数回にわたり不適切会計処理問題が発生した原因について、取締役会、経営会議の場において時間をかけ、徹底的な議論を行った上で再発防止策を立案してまいります。
- ▶ 役員責任の明確化については、社外役員主導の体制において検討してまいります。

(2) 社外役員による取締役会のガバナンス機能の拡充に向け、取締役会の運営方法の見直しやガバナンスの検証機能の強化

- ▶ 取締役会のガバナンスの強化  
取締役会の会議運営において司会役の設置により、経営者と会議の進行役を分離いたします。
- ▶ 経営体制に関する取締役会におけるオープンな協議の実施  
毎期の経営体制の決定にあたっては、取締役会の場で協議を行うことを取締役会規程に明記し、役員全員で協議を行ってまいります。また、指名委員会、報酬委員会等のガバナンス体制の新たな仕組みの導入について検討を開始いたします。

▶ 社内外役員相互の協議機会の増設

社外役員の知見に基づく客観的な意見をこれまで以上に多く取り入れるため、取締役会の準備の段階での情報提供の充実をはかります。また、取締役会以外にも社内外の役員相互の交流や意見交換の機会を増やすことにより、取締役会の場においても、より率直な意見交換が可能になる土壌をつくります。

(3) 最高財務責任者の早期の選任

- ▶ 最高財務責任者を速やかに選任し、そのスキルの維持・向上を図るため、継続的に必要な教育機会を設けてまいります。また、最高財務責任者が職務を遂行するために必要な社内外の補助体制を確保するとともに、体制の有効性を定期的に評価いたします。

(4) 再発防止に向けた取締役会での徹底的な議論（不正リスクを十分に考慮する）と取締役会における主体的な再発防止策の設定及び責任ある実行管理

- ▶ 再発防止策の具体的内容の精緻化にあたっては、取締役会においても不正リスクを十分に考慮して議論を行い、決定してまいります。
- ▶ 取締役会による再発防止策の実行管理においては、施策の実施状況にとどまらず、その有効性の評価を実施いたします。

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、第 53 期（2022 年 12 月期）有価証券報告書に反映しており、当該財務諸表及び連結財務諸表に与える影響はありません。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上